



## 秋田内陸北線スタート



秋田内陸縦貫鉄道(株)の秋田内陸線は、昭和64年の比立内・松葉間の未開通部分完成による鷹巣・角館全線開通を予定に、11月1日先行開業した。

昭和9年に鷹巣から米内沢、昭和10年に阿仁前田まで、以後、比立内まで延長し運行されてきた国鉄阿仁合線は、10月31日の「さよなら列車」を最後に半世紀の幕を閉じた。

1日、秋田内陸線沿線では式典列車を中心に歓迎と祝賀の行事が多彩に繰広げられ、3日まで「ふるさと祭り」など各種イベントも開催された。

町の人口	
昭和61年10月末現在 住民登録人口	
男	4,783 (-8)
女	5,254 (+4)
計	10,037 (-4)
世帯数	2,770 (+1)



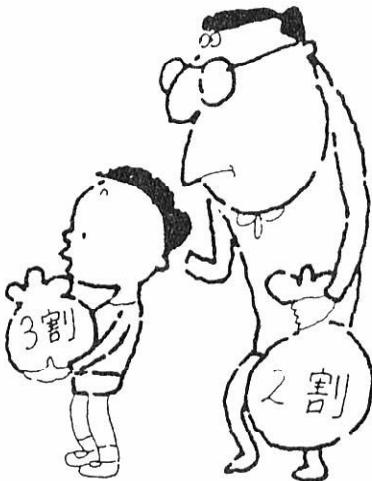


# 保険給付

療養の給付

病気になったとき、被保険者証により保険医(病院・医院)の診察、薬剤、処置、入院など必要な医療を受けることができます。この場合、次の一部負担金を支払います。

一般被保険者	入院・通院共3割
退職被保険者	本 人 2割
	被扶養者 入院 2割 通院 3割



療



やむを得ない理由、例えば旅行先などで病気やケガをして保険証を持っていなかった時は、本人が医療費の全額を支払うことになります。このような場合、みなさんの住んでいる市町村・組合の国保担当課へ申請すれば保険対象の範囲内で、一部負担金を差し引いた額が療養費として支給されます。

## ◆次のようなものも払い戻しが受けられます◆

養

- 付添看護・移送料  
(市町村の事前承認が必要)



- 治療用装具  
(コルセット等)



- 柔道整復師の施術



費

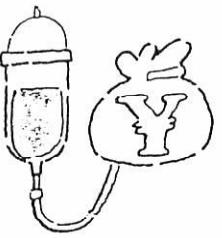
- あんま・マッサージの施術  
(医師の同意書が必要)



- はり・きゅうの施術  
(医師の同意書が必要)

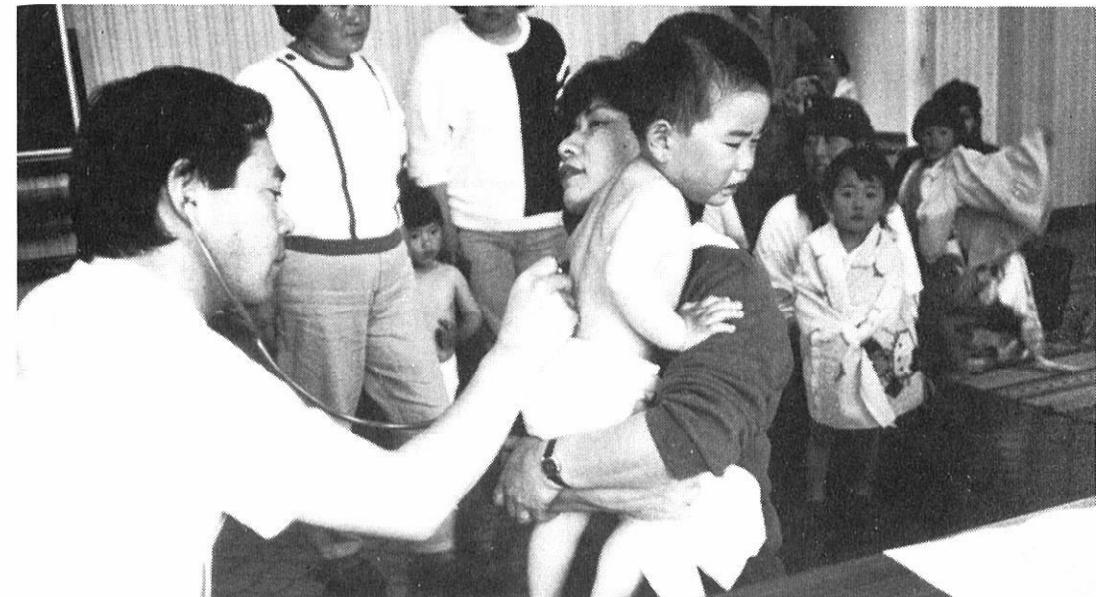


- 生血代



# くらしと健康を守る みんなの国民健康保険

家族そろってよみましょ。



## 国民健康保険のあらまし

国民健康保険は、会社や役所などの健康保険に加入している人以外の人を対象に医療の給付を行なうのが主な事業です。

### 趣旨

国民健康保険の加入者が、万一病気やケガなどをしたとき、不時の出費(医療費)を軽くし、お互いに助け合う制度です。



### 国保の運営

国保の事業を行なうのは、みなさんが住んでいる「市町村」や同業種の人達が集まってつくっている「組合」です。これを「保険者」といいます。



### 保険税(料)

保険税(料)は医療費などの支払に使われる大事な財源となるものです。



■保険税(料)は納期までに必ず納めてください■



## 退職者医療制度

退職者医療制度は、昭和59年10月1日から発足しました。この制度は、会社や役所等を定年退職した人達の中で、次の要件に該当する人は退職者医療制度によって給付を受けることになります。

資格は国民健康保険の被保険者です。

### この制度に加入できる人

- 市町村の国民健康保険加入者で厚生年金保険、各種共済組合等から老齢年金または退職年金を受けている人。

\*

- 40歳に達した月以後の公的年金保険の被保険者であった期間が10年以上あって現在、通算老齢年金を受けている人。



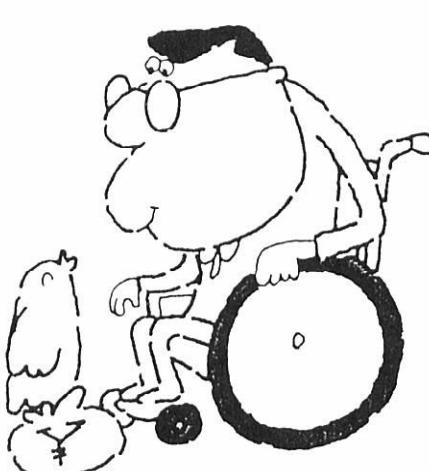
- 障害年金受給者も適用を受ける場合があります。

\*

- 退職被保険者(本人)と同一世帯に属する配偶者(内縁関係を含む)または三親等内の親族で、年間収入90万円未満の方が該当します。

\*

- 老人保健法の適用を受けない人。



## 高額療養費

医療費の自己負担額が高額になった場合、家計の負担を少しでも軽くするため、次のように高額療養費が支給されます。

- 医療費の支払いが1人1ヶ月54,000円(市町村民税非課税世帯は30,000円)を超えた分について高額療養費が支給されます。
- 同一世帯で同一月内に30,000円(市町村民税非課税世帯は21,000円)以上の支払いが2人以上生じた場合、その額を合算して54,000円(市町村民税非課税世帯は30,000円)を超えた分について高額療養費が支給されます。
- 同一世帯で1年間に4回以上高額療養費が支給される場合は、4回目以降は30,000円(市町村民税非課税世帯は21,000円)を超えた分について高額療養費が支給されます。

高額療養費貸付制度があります。国保窓口へご相談下さい。



## 助産費



被保険者がお産をしたとき、助産費が支給されます。——1件当 10万円

## 育児手当金



育児手当金——1件当 5千円

## 葬祭費



被保険者が亡くなられたとき、葬儀を行う人に葬祭費が支給されます。  
1件当 3万円

国保で支払う七〇%の内訳としては、国から補助金として、かかった医療費の三八・五%をもらることができます。その他の三一・五%が保険税として使われています。このように保険税の大半は、医療費の支払いに使われているわけです。

保険税は各市町村によってちがいますが、次の四項目から算出された額を組み合わせた額が、保険税として賦課されます。

- ①所得割額：前年度の収入から一定額を控除し、その額に税率を掛けたもの。
- ②資産割額：現年度の固定資産税額に一定率を掛けたもの。
- ③均等割額：各世帯で国保に入している人、一人一人に同じ額を支払うもの。
- ④平等割額：各世帯に平等の額を支払うもの。

あなたが、定期的に検診を受け、皆さんが、自分の健康は自分で守るという自觉を持つて、病院にかかるないと、いうこと、それが直ぐ保険税の軽減につながることになるわけです。このように、保険税は医療費と綿密な関係にあるといふことがわかつてもらえたと思います。

らうわけです。

## 医療費引下げのため国保で実施している保健施設事業

### (1) 医療費通知による医療費の適正化対策

ちょっと症状の回復がはかばかしくないと云つて、すぐ他のお医者さんに移る人がいます。また、同じ病気で二人も三人ものお医者さんにかかる人もあります。こういふことは、全く医療費のムダ使用者にとてもいいことではありません。それによつて医療費が

増え続け、皆さんから納めて頂いている保険税が値上がりを続けたのでは、これは大変なことです。病院にかかる人の心がけ次第で医療費は減り、保険税も値下りするのであります。そのために医療費のムダ使いをしないように被保険者に自覚してもらいたいといふことです。

### 一日人間ドックも実施いたしております。

三、検査項目は超音波断面写真以外三〇項目です。

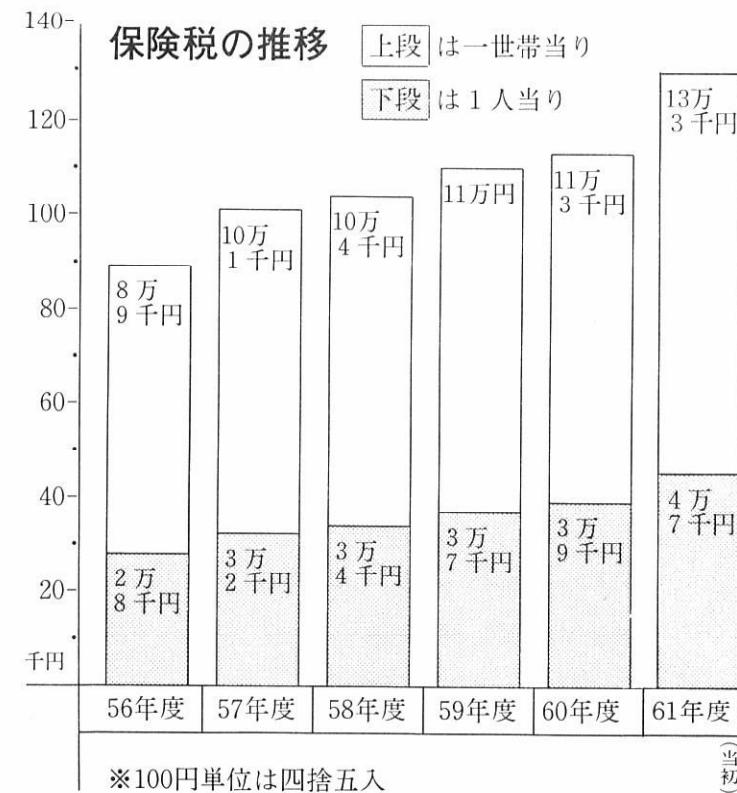
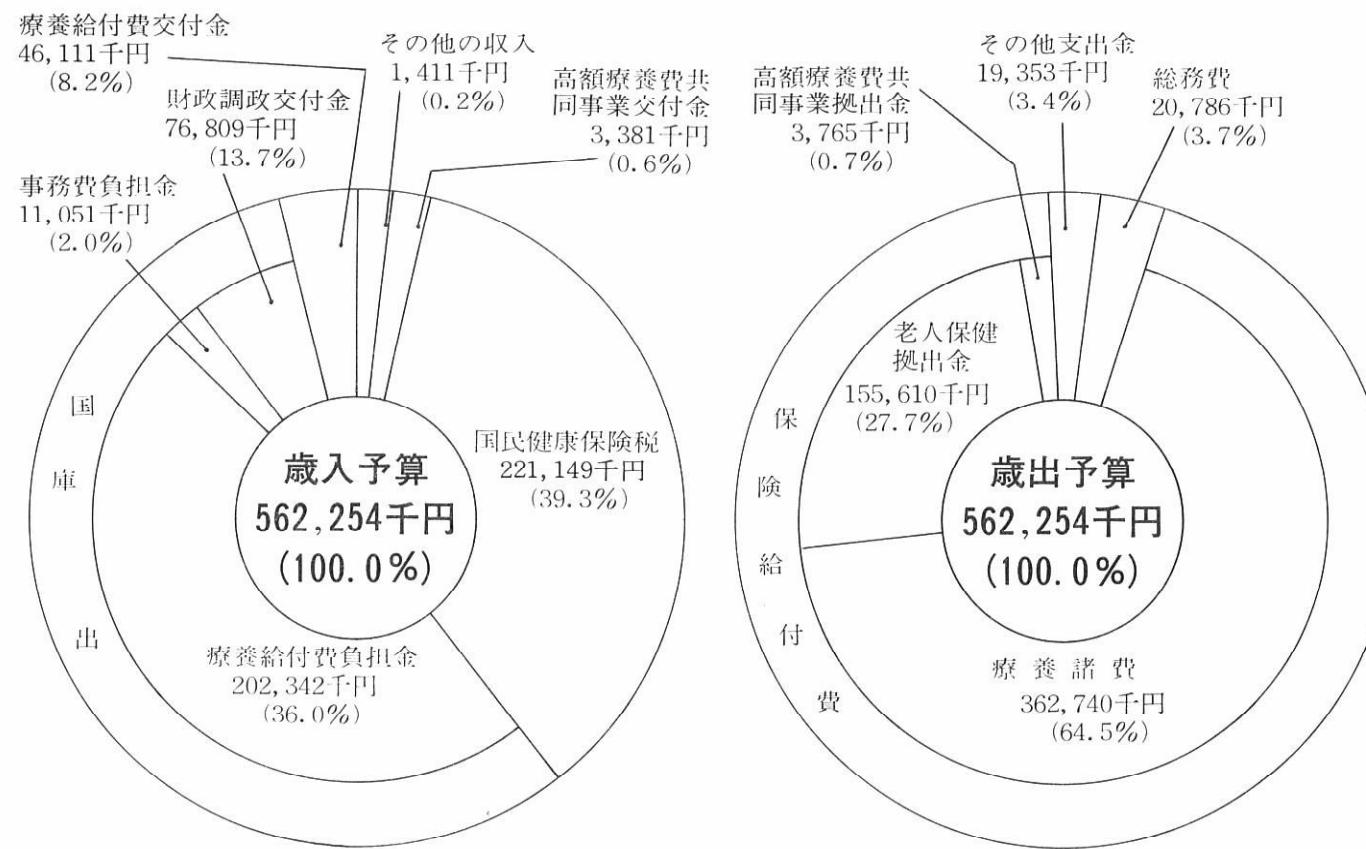
## 昭和60年度 (S 60.4月診療～S 61.3月診療分) 森吉町の高額な医療の調

(医療費 100万円以上について)

順位	疾病名	件数	医療費用額	割合
1	悪性疾患(ガン)	9	12,704,470円	39%
2	脳血管疾患	5	9,479,620円	29%
3	心疾患	2	5,645,100円	18%
4	肝疾患	1	1,329,480円	4%
5	糖尿病	1	1,219,330円	4%
6	眼疾患	1	1,080,490円	3%
7	循環器系疾患	1	1,054,050円	3%
合計		20	32,512,540円	100%

## 昭和61年度森吉町国民健康保険特別会計予算

### 国保事業で今年1年間に使う金額とその財源



保険税はどのように使われているか  
医療費の増加と共に保険税が年々上昇の一途をたどっているが、その保険税がどのように決められ、どのように使われているのでしょうか。  
○保険税はどのように決められるか。  
国保は、一般会計と違つて、特別会計でありますから、国保の運

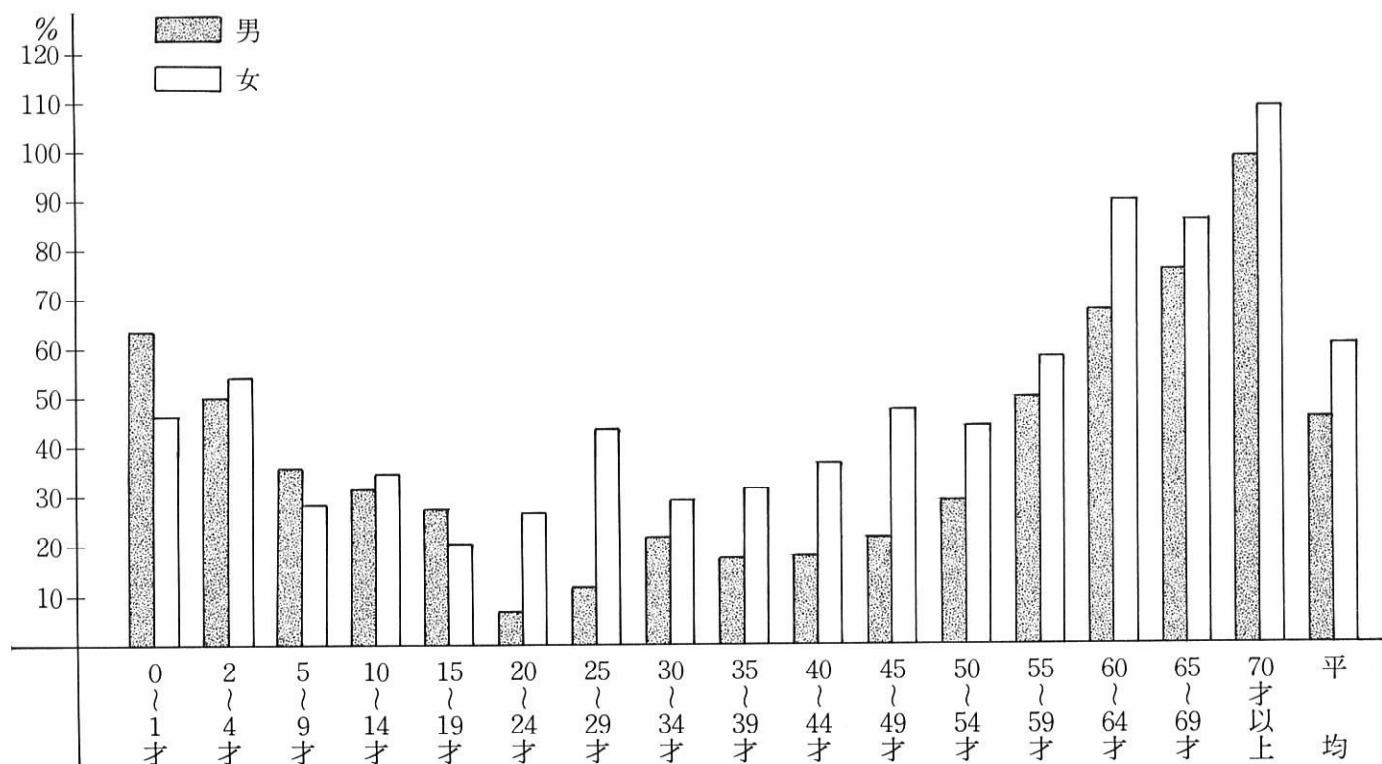
營は、国からの補助金と、国保に加入している皆さんから負担して頂く保険税により、その財源が賄なわれているわけです。  
保険税を決めるにあたつては、まず、その年の医療費がどの位必要かを決定し、それに対して国からどの位の補助金が来るかを決めます。そして残りの分を保険税として皆さんから負担して頂くわけですね。その負担割合としては、まず国保に加入している人が病院で治療を受けたとします。そうしますと、かかった医療費の七〇%を国保で医療機関に支払います。残りの三〇%を被保険者で支払つても

## 保険税

## 被保険者の受診状況 (昭和61年5月診療分から)

年令別 S 61.5.31現在	国保加入数 S 61.5.31現在			受診件数			主たる疾患	
	男	女	計	男	女	計	呼吸器系	急性上気道感染(かぜ)
0~1才	33	26	59	21	12	33	呼吸器系	急性上気道感染(かぜ)
2~4才	58	65	123	29	35	64	ク	ク
5~9才	130	128	258	48	38	86	ク	ク
10~14才	132	136	268	46	50	96	ク	ク
15~19才	112	106	218	33	24	57	ク	ク
20~24才	68	62	130	6	17	23	消化系	歯の疾患
25~29才	74	80	154	9	34	43	精神障害	精神病
30~34才	136	68	204	30	20	50	消化系	歯の疾患
35~39才	173	98	271	32	31	63	ク	ク
40~44才	121	79	200	22	29	51	ク	ク
45~49才	110	126	236	24	60	84	循環系	高血圧性疾患
50~54才	184	173	357	53	77	130	ク	ク
55~59才	212	270	482	106	158	264	ク	ク
60~64才	228	301	529	154	271	425	ク	ク
65~69才	185	197	382	138	171	309	ク	ク
70才以上	276	365	641	273	400	673	ク	心疾患
計	2,232	2,280	4,512	1,024	1,427	2,451		

## 年令別性別受診率 (昭和61年5月診療分から)



## !! みんなで保険税を引き下げる

毎年の医療費は文字どおりうなぎのぼりに増加し、このことにより心配なのは、加入者の保険税負担が大きくなることと臨調の医療費抑制政策の中から、老人医療保険制度が生まれ又一昨年十月からは、退職者医療制度が新たに発足し、又、将来(昭和六十五年度頃)医療制度を一本化しようと云うことも本格的になりました。

長引く不況の中で、加入者にとっては保険税負担が大きくなっています。五十九年度滞納繰越金が六十年度滞納繰越金が四二八万円であったのが五十九万円にふえたことは明らかであります。

国保の課題は、保険税の上昇をどうおさえるかにあります。保険税押し上げの原因になっている町も真剣に取り組んでおり、医療を抑制する為國、県、市も医療に対する関心をもち、国民健康保険事業も協力をお願いします。

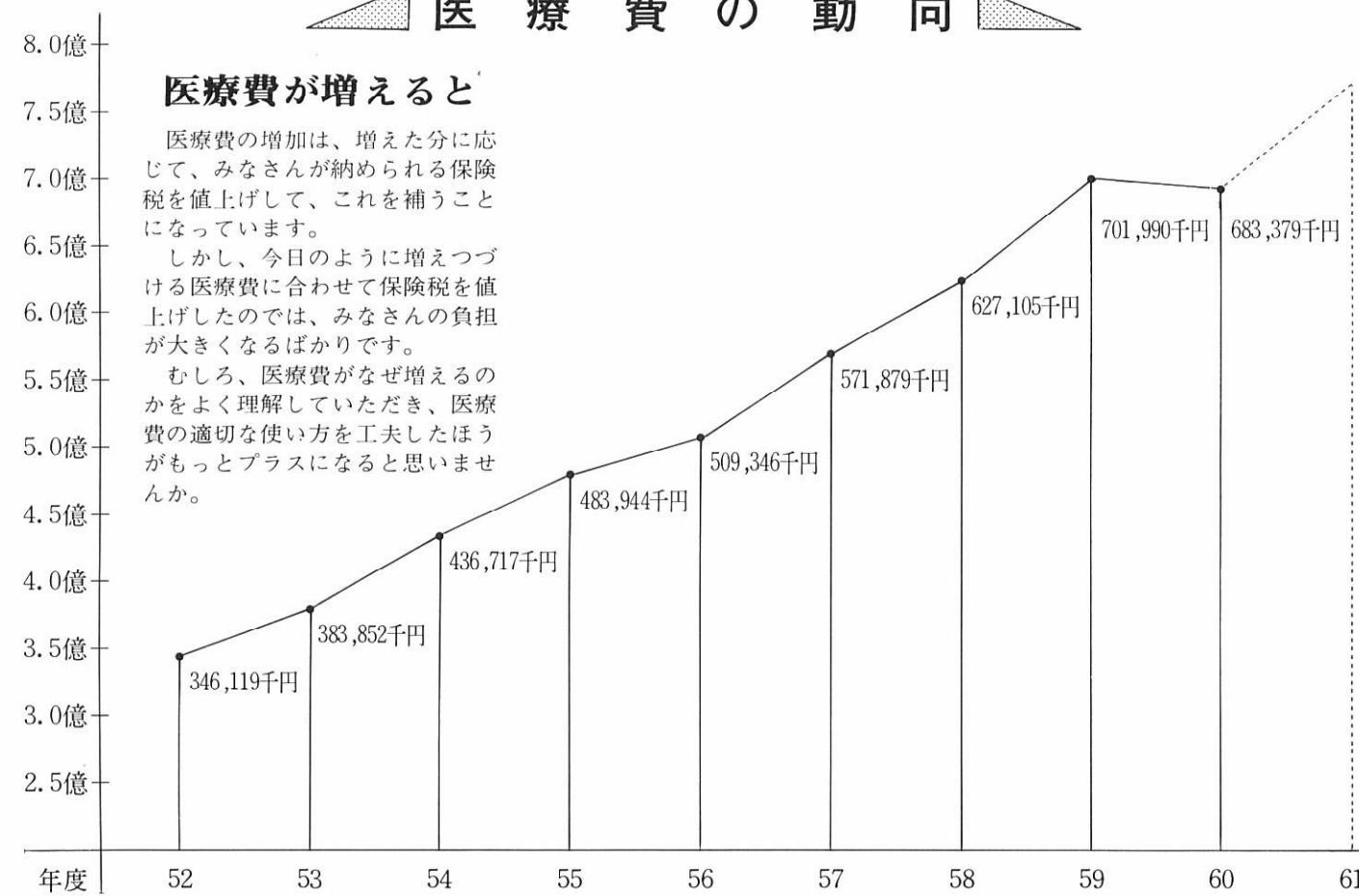
## 被保険者の国保加入状況

	人口 Ⓐ	世帯数 Ⓑ	国保加入世帯数 Ⓒ	国保加入被保険者数 Ⓓ	国保加入被保率 Ⓐ/Ⓓ	国保加入世帯率 Ⓑ/Ⓒ	一世帯当たりの被保数 Ⓓ/Ⓒ
昭和56年度	10,661	2,756	1,538	4,772	47.76%	55.81%	3.10人
昭和57年度	10,491	2,753	1,557	4,787	45.63%	56.55%	3.07人
昭和58年度	10,408	2,813	1,604	4,677	44.94%	57.02%	2.92人
昭和59年度	10,163	2,771	1,606	4,607	45.33%	57.95%	2.87人
昭和60年度	10,023	2,747	1,615	4,503	44.93%	58.79%	2.79人

## 医療費の動向

### 医療費が増えると

医療費の増加は、増えた分に応じて、みなさんが納められる保険税を値上げして、これを補うことになっています。しかし、今日のように増えつづける医療費に合わせて保険税を値上げしたのでは、みなさんの負担が大きくなるばかりです。むしろ、医療費がなぜ増えるのかをよく理解していただき、医療費の適切な使い方を工夫したほうがもっとプラスになると思いませんか。



役場では11月20日よりおよそ1ヶ月にわたり町税完納強調月間として納税指導を行います。納め忘れている税金の納付については、特段のご協力をお願いします。

## 昭和61年度 町税完納強調月間 自 11月20日～至 12月25日

### 《納期限内納付をしましょう》

町税には決められた納期限があり、納期限が守られませんと、財源不足となり、町民の幸福と繁栄のための福祉、教育、土木等広い範囲にわたる、いろいろな町としての仕事が円滑にできなくなります。又、町税を滞納したままで、町としては納税の秩序を維持し、税の公平を貫ぬく責任がありますので、滞納している方の財産を差押え、公売換価して滞納税金に充当することになります。

町税は納期限内に納付し完納しましょう。

### 《町税の納期一覧表》

税目	納期	1期	2期	3期	4期	5期
国民健康保険税	4月末日	7月末日	9月末日	11月末日	1月末日	
軽自動車税	4月末日	—	—	—	—	
固定資産税	5月末日	8月末日	12月25日	2月末日	—	
町県民税	6月末日	8月末日	10月末日	1月末日	—	

### 《納め忘れをなくするために前納をおすすめします》

町県民税及び固定資産税については納期限内に納付し、前納に係るものには納期前納付報償金(税額の1%×前納月数)が交付されます。ただし、計算した報償金が300円未満の場合や、他に未納徴収金(本税並びにその督促手数料、延滞金等の未納)がある場合には交付されません。



## おとしよりが お医者さんにかかるとき

老人保健でお医者さんにおかかる場合、「保険証」と市町村から交付された「健康手帳」を提示しなければなりません。これは、「健康手帳」によって受診資格をまた、保険証によって、医療保険の加入者であることを明らかにするためです。

### ■ 外来受診の場合

外来で診療をうける場合は、一ヶ月一つ

の医療機関(病院、診療所)に四〇〇円の一部負担金をその月の最初の診療の日に支払います。

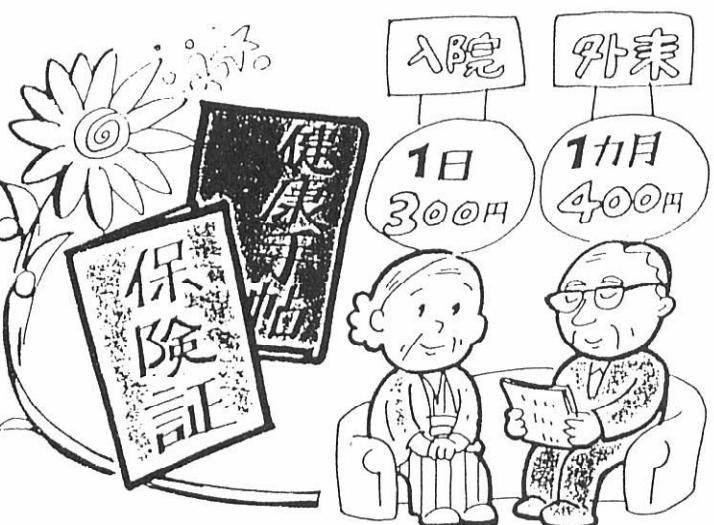
一ヶ月とは暦月を単位に計算し、一度四〇〇円支払えば、もうその病院、診療所にはその月は支払う必要はありません。

### ■ 入院の場合

入院の場合は、一日三〇〇円の一部負担金を二カ月間支払います。

一部負担金を支払う期間の二カ月間とは、入院した月の翌々月の、入院した日の前の日までです。

たとえば四月六日に入院したとすれば、翌々月の入院した日の前の日つまり六月五日までということです。



### 資格の取得と手続き一覧

こんなとき	手続き	いつまで
70歳になったとき	健康保険証を添えて居住地の市町村長に70歳に達したことを届け出る。(毎月末対象者宛通知しています)	70歳の誕生日
生活保護を受けなくなったとき	保険証を添えて市町村長に届出る	すみやかに
生活保護を受けるようになったとき(加入資格を失う)	生活保護開始決定通知書に健康手帳を添えて市町村長に届出る	すみやかに
死亡したとき	死亡の届出義務者が、死亡した人の健康手帳を添えて市町村長に届出る	14日以内
他の市町村から転入してきたとき	健康保険証を添えて市町村長に届出る	14日以内
他の市町村へ転出するとき	健康手帳を添えて市町村長に届出る	転出する前に
市町村の区域内で居住地を変更したとき	健康手帳を添えて市町村長に届出る	14日以内
医療保険の変更があったとき	健康保険証と健康手帳を添えて市町村長に届出る	14日以内

**健康手帳を活用しよう**

次のようなときに使って下さい。  
① 病院で受診のとき必ずもって行く。健康保険証と一緒に。「健康手帳」によって受診資格を。「保険証」によってどの医療保険の加入者であるか明らかにするため。  
② いろいろな検診を受けるとき。  
③ 健康相談(部落での血圧測定)のとき。  
以上のときは手帳を忘れずにもって行き健康状態を記入してもらいましょう。  
その他、機能訓練、訪問指導を受けたときもつかいます。

七〇歳(寝たきりの人は六五歳)に達すると老人保健によつて、医療をうけることになります。

老人保健による医療は、七〇歳の誕生日の月の翌月から開始されます。ただし、誕生日が月の初日であるときは、その月から開始されます。  
つまり、誕生日が十一月一〇日であれば十二月一日から開始され、十二月一日であれば十二月一日から開始されるということです。





# 阿仁川ダムに期待する (座談会報告) その②

(出席者)

近藤富治郎 森吉町長  
畠山義郎 合川町長  
吉田昭夫 阿仁川ダム工事  
事務所長

## 2) 水について

吉田 現状で見ますと、正直いいまして、当地域の水需要はわずかな訳でございますが、財政的にも厳しい現状で、将来を見えた今回の勇断には、頭が下がる思いがいたします。

そのように重要と考えている水について、特に考えていらっしゃる事をお聞かせください。

近藤 これから、この地域で水は石油に匹敵するほど大切になってくると思うんです。

特にこれから農業は恐らく真冬でも、電気なり、あるいは赤外線等を利用して、ハウスの中で出来るようになるかもしれません。そうした場合、これまで夏だけ必要であった水も、冬でもコンスタントに確保出来るようにならなければならない訳です。

## 農用地に関する相談 …まず農業委員に… その②

## ○転用を適法、適切に

農用地を他の目的に供する場合、必ず県知事の許可を受ける義務がありますが、まだ無許可転用が出てきたり、山間部の畠などは、山林化している面積が予想以上に多いとの指摘もあり、農業委員会では、ここ数年をかけ、年間に3~4回のペースで大字単位の実地調査を行います。

転用の手続きはむづかしいものではありませんが、難しいものと考えて無許可で転用する事例が案外多いようです。

とくに農用地区域の転用は、指定の解除に特別な手続きが必要です。

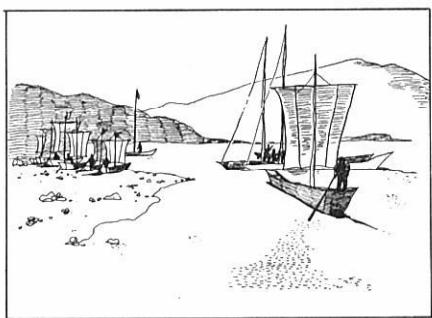
例えば宅地にして家屋等を建てる場合は、その半年以前から転用の事前手続きをしないと、間に合わないケースがあります。

計画する前に、地元の農業委員なり農業委員会事務局にご相談ください。適切なアドバイスを受けることができます。

会長はじめ委員の皆さんも、少しでも多く農家経営や、農政に役立ちたいと願っていますので、もっと御活用いただきたいと思います。

## ○国の農政は中核農家育成

今、国の農政は、ポスト三期対策、農産物の貿易自由化攻勢などをめぐって、大ゆれに揺れています。国の方針としては、農業の経営構造を国際化に備えるものとするため、地域中核農家へ農用地を集積し、生産性の高い効率的な活用をはかり、海外農産物などのコスト化をねらい構造政策推進会議を設置し、中核農家を重点に据えた農政の展開をはかろうとしています。(終)



阿仁川に浮ぶ帆船 (約50年前)

また、阿仁川沿川には金毘羅様が多いですね。これは歴史的に見ますと徳川末期の頃、阿仁川の船の数は米代川本川より多かったという記録にあるとおり、船も多く、また、水難も多かったという証でしょう。当時は金毘羅様参りと称して団体で四国の金毘羅様まで行って来て、その後も兄弟の縛を結ぶなど阿仁川を縁に人々の結びつきを深めていった訳です。最近はこの風習が薄れていますね。

## ズバリ3泊 (1日3食付)

湯治客大歓迎

サービス期間 11/30まで

ご予約は

国民宿舎 森吉山荘

森吉町湯ノ岱

☎ (0186) 76-2334

お一人様 **13,000円**  
2泊(1日3食付) **10,000円** オール込み!  
コース 円もあり

※宿泊宴会コース  
(10名様以上) **8,000円**

※日帰宴会コース  
(10名様以上) **6,500円**

※宿泊料 (1泊2食付) **5,000円**

料理は 最高  
日本酒は 飲み放題

①脅威②肩③肯定④粘⑤糾明⑥紫紺  
⑦思索⑧紹介⑨紳士⑩紛争⑪紛糾⑫  
紋⑬老翁⑭摩耗⑮敬肅⑯臭氣⑰舟⑱  
船舶⑲一般⑳残虐㉑蚊㉒訴訟㉓結託  
㉔改訂版㉕枝豆

もえるゴミと、もえないゴミの区分をはっきりし、収集場所をきれいにしましょう。

## 阿仁川ダムとまちづくりシンポジウム御案内

建設省東北地方建設局阿仁川ダム工事事務所主催により、地域開発のエキスパートをパネリストに招いて「水源地域の振興と発展を求めて」をテーマとしたシンポジウムを実施いたします。

21世紀の当地域の姿を皆さんと考えたいと思います。なにかとあわただしい時期となりますですが、シンポジウムの主旨に御賛同のうえ多数の御来場をお待ちしております。

## (パネリストの御紹介)

## ●清水浩志郎

(秋田大学鉱山学部教授)



昭和15年2月  
生まれ  
京都市出身  
専門は地域計  
画、都市計画、  
交通計画

日時 11月29日(土)13:30~17:00

場所 森吉町コミュニティセンター

入場料 無料

共催 秋田県・森吉町

## レセプション

シンポジウム終了後レセプションを行います。どうぞ御参加下さい。

時間 17:10~19:00

会場 コミセン(サークル視聴覚室)

会費 3,000円

受付 当日シンポジウムの受付で会  
費を徴収いたします。

## ●横山万蔵

(山形県西村山郡 西川町長)



大正15年1月  
生まれ  
西川町出身  
山形県内の山  
村にあって、  
ユニークなま  
ちづくりを実  
践し、全国的  
に有名

## ●高橋幸雄

(東北大学経済学部教授)



昭和19年10月  
生まれ  
東京都出身  
専門は経営工  
学、オペレー  
ーションズ・リ  
サーチ

## 昭和62年統計資料付

## 県民手帳 (発売中)

1冊 300円

役場窓口、コミセン、前田支所で  
お買い求めください。

## ●近藤富治郎

(森吉町長)



大正9年11月  
生まれ  
森吉町出身

## 銀河鉄道 999

秋田内陸線開業記念テレホンカード (1枚千円) 松本零士氏デザイン



発売中

役場窓口又  
は前田支所

## 12月は年末調整の月です

12月は、サラリーマンが毎月の給料やボーナスから差し引かれた所得税額と、1年間の給与総額に対する年税率との差額を精算する年末調整の月です。

扶養親族に異動のあった人や各種保険料の控除を受けようとする人等は、勤務先に忘れずに控除申告書を提出してください。

詳しくは、役場財政課、税務署や税務相談室にお尋ねください。

## ●松橋久太郎

(森吉町農業協同組合長)



大正15年12月  
生まれ  
森吉町出身

## ●高田要蔵

(森吉町商工会長)



昭和6年1月  
生まれ  
森吉町出身

## ●瀬尾克美

(建設省東北地方建設局河川調査官)



昭和18年3月  
生まれ  
鳥取県日野町  
出身

## サラリーマン(妻・子2人)の所得税のゆくえ

国債の償還や利子支払いのために (約2.5万円)

地方財政のために (約2.2万円)

わたくしたちの健康や生活を守るために (約2.1万円)

住宅や道路などの整備のために (約1.4万円)

教育や科学技術振興のために (約1.1万円)

国防衛のために (約0.7万円)

その他いろいろな施策のために (約1.8万円)



年 収	400万円
所 得 税	117,700円
負 担 割 合	2.9%

## 母子手帳交付日

- ◆12月9日(月) 役場福祉保健課
- ◆12月22日(月) コミセン(栄養教室)  
AM 9時30分～PM 3時  
妊婦さん本人がおいで下さい。

## おはよう胃腸健診

- ◆毎週木曜日 AM 6時30分から  
公立米内沢病院で行っています  
詳しくは外来受付へ  
TEL (72) 4501

## 県立北高等技能専門校 入校案内

### (専修コース)

- ◆建築科・木工科・板金科・塗装科
- ◆新規学卒者及び30才未満の者
- ◆募集受付 昭和62年1月19日から  
31日まで

◆応募方法等は同専門校(鷹巣町綴子字街道下191) TEL (62) 1626

### (離転職者コース)

- ◆建設機械運転科

### ◆応募方法

職業安定所に申し出て入校指示を受けて下さい。入校願書は職業安定所にあります。

武 櫻 田 村 ご結婚  
石 庭 中 木 あめでとう  
ま ゆ み 範 牧 克 行 子



根 鷹 大 川  
小 巣 館  
屋 町 市 向

春 日 清 水 畠 山 お誕生  
真 美 み 勇 志 結 衣 おめでとう  
(一 博 光 彦 二 女 五 味 堀  
(勇 蔵 長 男 五 味 堀  
川 向

二 二 二 三 二 三 二  
万 万 万 万 万 万 万 円  
万 万 万 万 万 万 万 円  
円 円 円 円 円 円 円  
秋 鶴 松 大 大 本 寄  
田 館 城 御 嶽 延

齊 佐 佐 安 安 柴 工  
藤 藤 藤 保 東 田 藤 新  
信 孝 靖 高 繁 一  
昭 規 彦 俊 夫 肇 郎

香 典 返 し

善 意

庄 山 松 三 近 藤 佐 安  
司 田 浦 万 藤 幸  
サ 武 春 記 竹 三 郎  
ン 治 吉 子 造 ネ  
テ 一 正 水 イ 靖 彦  
ツ 一 男 雄 ソ 夫  
エ 父 父 妻 ミ サ  
母 前 田 新 川 松  
神 成 駅 布 卷 向 栄  
成 前 布 卷 向 杉



おくやみ



## 司法書士電話法律相談 (無料)

- ◆来年3月末まで 毎土曜日  
PM 1時～4時  
県司法書士会が不動産についての電話相談に応じます。

TEL 0188 (24) 0187

## みんなで明るい正月を

社会福祉協議会では、12月1日から25日まで、町民の自発的な協力を得て歳末たすけあい運動を実施します。運動は婦人会を中心に進められ集められた善意は地域の恵まれない人々に贈られます。

## 国際居住年スローガン募集

- ◆応募方法 官製葉書1枚に一作を記入  
住所・氏名・年令・職業(学校名と学年)を明記
- ◆送付先  
〒100 第二霞ヶ関郵便局留置  
建設省国際居住年スローガン募集係宛
- ◆締切 11月30日
- ◆審査発表 12月中旬

## 予防接種

- ◆12月5日(金) ポリオ  
米内沢＝コミセン 1時より  
前田＝集落センター 2時30分

## 乳幼児健診

- ◆育児相談  
12月8日(月) コミセン
- ◆三才児健診  
12月16日(火) コミセン
- ◆乳児健診  
12月23日(火) コミセン

## 第20回 町民卓球大会

- ◆12月14日(日) AM 9時
- ◆会場 森吉中学校格技場
- ◆種目(個体) 1チーム 3名  
(シングルス)  
経験者、未経験者、40才以上、中学生、小学生の各部  
(ダブルス)  
夫婦ダブルスもあります。
- ◆申し込み 12月5日まで  
庄司謹一 TEL (75) 2830  
佐藤一則 TEL (75) 3011

## 事業主の退職金制度

小規模企業共済に加入していると事業主が第一線を退いたときなどに法律が定めた共済金が支払われます。

掛金は全額所得控除となり、節税をしながら財産づくりのお役に立ちます。詳しいことは役場商工観光課、商工会又は金融機関へ。

庄 司 田	松 浦 三 浦 近 藤 佐 安	柴 工 藤 新 新 成 久	津 北
山 田	萬 記 竹 三 郎 幸	藤 田 藤 島 林 林 田 留 島	谷 林
春 吉	造 ネ	優 武 由 美 子 清 は づ め 美 子	正 紀 恒 子
春 吉	造 ネ	則 则	子 衛 誠
85 74 78 37 75 49 61			
テ 一 男 父 前 田 新 川 松	正 一 父 父 卷 渕 向 栄	一 男 父 前 田 新 川 松	通 阿 細 深 深 大 新 鷹 大
ツ エ 母 神 成 駅 布	雄 妻 卷 渕 向 栄	正 一 父 前 田 新 川 松	ツ 仁 渕 渡 渡 市 町 町 町

12月1日は国民健康保険税4期の納期限です。忘れずに納めましょう。